

代 表 者

視 察 報 告 書

令和 元 年 6 月 12 日

会 派 代 表 者 殿

呉市議会議員

谷 本 誠 一

次のとおり行政視察したので報告します。

1. 視察期日

令和元年5月28日（火）

2. 調査項目

愛媛県今治市 地方卸売市場の民営化について

3. 参加議員

谷本誠一議員

行政視察報告書

呉市議会議長殿

令和元年年6月12日

呉市議会議員 谷本誠一

1. 視察期日 令和元年5月28日(火)
2. 調査項目 愛媛県今治市＝地方卸売市場の民営化について

愛媛県今治市

■調査項目 地方卸売市場の民営化について

調査対応者

- ①農水港湾部農林振興課長 佐伯洋一
- ②農水港湾部農林振興課 松本正
- ③議会事務局議会総務課課長補佐 阿部伸吾

調査期日

令和元年5月28日(火) 午1時40分～2時50分

今治市の概要

人口＝159,000人
世帯数＝76,000世帯

調査目的

呉市は地方卸売市場を民間譲渡を視野に指定管理して来たが、1期目を終えるにあたって、結論を先延ばしし、2期目の協定を同じ地方卸売市場協会と締結した。その期間は令和3年度までであり、3期目も指定管理を継続するとなると、令和2年12月に指定管理議案を提出することになる。ところが、建物を民間譲渡するといっても、まだ耐震診断と改修が終えていないため、それは現時点では困難である。しかも令和元年度予算には耐震診断も改修設計費も予算計上していない。そこで、先立って民営化をしている今治市の状況を学ぶことによって、呉市の地方卸売市場の今後の方針を立てるに当たっての参考にする。

調査内容

【今治市からの説明】

1. 民営化に至った経緯

- ①S48 =公設公営の地方卸売市場として開設
- ②H3 =取引高53億円をピーク→減少傾向に
- ③H19 =JA直販所が開店
- ④H26度＝23億円に落ち込む。←大手スーパー(イオン)、コンビニの進出
その間仲卸9社→5社
青果物事業共同組合144名→72名(売買参加者)
花き商人組合 72名→40名
- ⑤野菜、果実市場取扱量の減少
H16度 16,728t →H26度 9,681t
- ⑥施設の老朽化＝鉄筋コンクリート造(耐用年数50年に近づく)
- ⑦市条例を廃止して市場外取引を解除、施設使用料の低減化を図るため民営化を選択
- ⑧H26.7＝市場民営化等検討会→以降8回開催
- ⑨H27.11＝民営化方針決定
- ⑩H27.12＝地方卸売市場条例廃止、特別会計条例の一部改正
- ⑪H28.4＝施設民営化

2. 民営化の手法

- ①唯一の卸売業者である丸今青果(株)に市場業務を譲渡
※出荷物の流れ、全国規模の流通情報をキャッチできる。
- ②土地・建物の無償貸与(10年間)

3. 建物貸し付け前の修繕内容と費用

- ①中央入口シャッターの修理と塗り替え要望が上がったが、丸今青果が施工
- ②ゴミ置き場の建て替えのみを市が実施
- ③他の要望は市が受け付けず
- ④無償貸し付けの条件として、修繕は施設利用者負担を基本
※市場関係者の協議による維持修繕の詳細を決定
- ⑤自然災害や施設の存続に支障を来す場合は、協議の上、市の負担もあり得る。

4. 民営化後の市の負担の有無

- ①熱供給事業（空調設備）に係る長期継続契約残期間の負担
※H23.7～33.6
- ②冷暖房供給契約の残り3台（リース機器）←他の機器は他部署へ移転

5. 民営化のメリット、デメリット

- 【市】
- ①職員配置が不要
- ②新たな施設への投資や改修が不要
- 【民間】
- ①利用者にとって、条例廃止による使用料の軽減
- ②学校給食への供給、場外取引が可能となる等、取引に係る自由度の向上
- ③修繕経費は自己負担（デメリット）

6. 民営化後の市場取引高

丸今青果側の販売実績の変遷

経営年度	取扱数量 (t)					販売金額 (円)				
	野菜	果実	加工	花卉	合計	野菜	果実	加工	花卉	合計
直営 H26	6,887	2,597	197	2,228	11,909	1,439,104	689,926	51,517	128,807	2,309,354
直営 H27	6,425	2,470	195	2,099	11,189	1,480,805	688,135	51,771	122,398	2,343,109
民営 H28	6,333	2,284	236	1,886	10,739	1,521,717	689,195	50,692	114,557	2,376,161
民営 H29	6,401	2,227	211	1,824	10,653	1,465,446	655,138	45,015	104,503	2,270,102
民営 H30	6,269	2,151	190	1,530	10,140	1,368,221	648,873	42,442	97,481	2,157,017

【質疑応答】

1. 市場外取引について、平成28年度の卸売市場法改正で中央卸売市場が解禁されたが、地方卸売市場は、すでに解禁していたということか？
【答弁】
その通りだと思う。
2. 市場外取引をすれば、例えば仲卸が直接生産者から買い付けることもできるので、卸が不利にならないのか？
【答弁】
そのようなことも考えられるが、逆に卸が直接小売と取引できて、売上贈になることもあり得る。
3. 民営化前の市歳入としての市場使用料と、民営化後の使用料との比較は？
【答弁】
事務所等を合わせた市場使用料は約700万円、施設（売り場）使用料は約2,700万円、合計約3,400万円だった。民営化後は市として徴収していないが、施設管理経費（共通経費）は利用4団体（丸今青果、仲卸組合、青果組合、花卉組合）の面積按分により負担している（毎年市場運営協議会で決定）。
具体的には民営化前の3,381万円に対し、民営化後は842万円である。
4. 無償譲渡ではなく、10年間の無償貸付にした理由は？
【答弁】
昭和48年に開設した施設なので、令和5年度に耐用年数50年が経過する。
令和5年度が民営化して丁度50年になるので、その後建物を建て替えるか否かを純分検討する期間と考えた。

5. 民営化後における開設者による修繕費の詳細は？

【答弁】

平成28年度に、中央入口シャッターを約200万円かけて修理した。原則として、民営化後の修繕は開設者負担となっており、施設を利用する4団体の按分負担である（毎年市場運営協議会で決定）。今後毎年50万円を引き当てることを確認している。市場運営協議会は、市場の健全運営を目的に昭和54年から開催しており、市職員も参加。条例に定められた組織ではなく、民営化後は、業務規定で定義付けている。

6. 民営化した後もエアコンの費用を市が負担する理由は？

【答弁】

エアコン10台のリース契約があったので、他部署に移転したが、3台が残ったため、農林振興課で受け持たざるを得なくなった。

7. 開設者を卸売業者に特定した理由は？

【答弁】

議論の過程において、卸、仲卸、売買参加者等、市場利用者で行う意見もあったが、意見集約の結果、卸が開設者となることに反対は出なかった。

8. 今後の課題は？

【答弁】

卸業者に経営権を譲渡したため、仲卸や売買参加者の意見が反映され難い体質になっている。

【呉市での展開の可能性】

1. 一般社団法人・呉市地方卸売市場協会との指定管理協定が33年度末までとなっており、指定管理再々延長か、譲渡による民営化かの結論を出すためには、当初31年度予算で耐震・老朽改修に係る設計費を計上しなければならないが、30年度の委託調査の結果も議会に報告されてなく、遅れている。
2. 今治市の様に暫定10年間の無償貸与契約を締結して民営化すれば、その間に耐震・老朽改修を行えるため、民営化の遅れを取り戻せるばかりか、民間の固定資産税納付が免れるため、市場協会の理解が得易いと考える。
3. 条例に縛られない、自由な発想や市場外取引ができるように、令和4年度からの民営化に向けて、市場協会の意向を踏まえ、早期に方向性を打ち出すべきである。
4. 施設に空きテナントもあり、民営化して市場外取引を活発化させることで、テナントニーズが高まるのではないかと？そうすれば民間譲渡先である開設者としてもメリットがある。
5. 呉市は卸（青果、水産）、仲卸（青果）、各小売組合（青果、水産の売買参加者）、市場内関連事業者、買出人組合（青果）が一つとなって指定管理者を構成しており、今治市の様に卸売業者が独裁にならないため都合がよい。